

登園許可書のお願い(インフルエンザ)

インフルエンザに感染してしまった方は、周囲に感染を拡大させないために以下の事に注意してください。また、家族もウイルスをもらわないために十分に予防しましょう。

- ①マスクの着用(自宅でも)
 - ②手洗い・うがいをこまめにする
 - ③消化の良い食事での栄養、水分補給と十分な睡眠をとり静養する
- ※熱が下がったからといって、すぐに保育園に行けません。

●インフルエンザの登園停止期間について

- ・『発症日』とは、インフルエンザの症状が始まった日です。
- ・『発症した後5日を経過』し、なおかつ『解熱後3日』を経過するまでお休みが必要になります。
- ・『解熱』とは体温37.0℃以下を指します。
- ・下記の《登園可能日確認表》に発症日と解熱日を記入し登園可能日を確認してください。

《登園可能日確認表》

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日									
解熱した日									

登園許可証明書

社会福祉法人白帆会しらほ東部保育園

児童氏名 _____

上記の者は、インフルエンザ感染症から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、
令和 年 月 日から登園可能であることを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____ 印